

## 議事録

件名：	契約監視委員会（平成 22 年度第 1 回）
日時：	2010 年 7 月 27 日（火曜日） 15：00 ～ 16：45
場所：	JICA 特別会議室
委員：	川上 照男 有限会社オフィス・あさひ 代表取締役（公認会計士） 碓井 光明 明治大学大学院法務研究科教授 霞 晴久 優成監査法人（公認会計士、公認内部監査人、公認不正検査士） 鈴木 規央 シティユーワ法律事務所（弁護士、公認会計士） 金丸 守正 国際協力機構 監事
JICA	
小寺 清 理事	
調達部（事務局） 植嶋卓巳部長他、数名	
総務部、企画部、経済基盤開発部、国内事業部より各数名	
議題：	(1) 随意契約等見直し計画の進捗について ・平成 21 年度契約実績の報告 ・平成 22 年度目標達成に向けた取組み (2) 研修における競争性の改善のための具体的手続きについて (3) 契約に係る情報公開の方針案について ・受注企業の財務諸表の公開

### 議事概要：

#### 1. 随意契約等見直し計画の進捗について

(1) JICA より配布資料に基づき、平成 21 年度契約実績、一者応札・応募削減の方策、平成 22 年度における競争性のない随意契約の見直しにつき説明。

(2) 上述の説明を受けた質疑応答以下のとおり。

委員：競争性のない契約を削減することで、不透明な契約を増やすことにならないよう、留意が必要。その意味で、競争性のある方式に移行するもののチェックを行うことも考えられる。

機構：ご指摘の点を考慮したい。

(3) 今後の進め方として、以下のとおり。

- ・今後も競争性のない随意契約とせざるを得ないもの 1,084 件から、点検対象の契約を各委員に選定していただき、今後数回に分けて本委員会でも審議することとする。

#### 2. 研修における競争性の改善のための具体的手続きについて

(1) JICA より配布資料に基づき以下のとおり説明。

- ・研修委託契約のうち競争性のない随意契約となるものは、研修委託先とともに研修内容を作り上げて先方にオファーして実施しているものや、水俣病対策のような特定地域・機関で行うことが前提となっている研修等、理由が明確なものである。競争性のない随意契約にせざるを得ないと言い切れないものについては、平成 22 年度からは公募に切り替える方針である。
- ・公募については、総務省が作成した「独立行政法人の契約状況の点検・見直し結果について」において、競争性のある随意契約として整理されており、公募の様式の雛形を策定した。

(2) 上述の説明を受けた質疑応答以下のとおり。

委員：公募に移行する案件の特徴は何か？

機構：明らかに特命とせざるを得ないもの以外は、公募に切り替える方針である。

委員：明らかに特命と言えないものについて、公募に切り替えるのは適当と思料。

機構：なお、第三国研修のように、あらかじめ相手国政府との間で研修実施機関が決定されているもの等、契約として扱うのが適当か疑問があるものがあるため、今後の委員会にてこのようなものを契約に含めることが適切かご意見をいただきたいと考えている。

### 3. 契約に係る情報公開の方針案について

JICA より配布資料に基づき、背景・方針案について説明。JICA としては方針 1 を現在の案として考えており、行革推進本部事務局にも相談中であり、契約監視委員会の視点から制度設計に当たっての留意点について議論を依頼。その後質疑応答以下のとおり。

委員：役職員の OB が居る企業との契約の透明性を高めるという観点に立てば、JICA の役職員 OB の定義として、若年時に退職した者などを含むことは適切ではなく、ある程度の役職を務めた者に限定するなど細かな点を決める必要がある。

機構：ご指摘を踏まえ、制度設計への反映を検討する。

機構：方針 1 では、独立行政法人会計基準の関連会社に求められる公開情報を参考に、財務情報（BS、PL の基本部分）を外すことで作成した。受注者にアンケートをとった結果、財務情報の開示を契約の条件とすると、支障があると答えている会社が 3~4 割あったことなどを踏まえた。但し、総売上高は JICA との取引割合を割り出すために必要なため、公開対象に含めている。

委員：「直前 1 年間の事業年度の総売上高」は中小企業にとっては JICA 以外のビジネスを進める上で、当該企業の信用に影響する機微な情報であり、慎重にすべき。この情報公開を義務付けることは、特に中小企業への参入障壁になる。

委員：財務情報を公開していない会社は、監査を受けていないことが多く、仮に提出してもらったとしても、その内容に有意性がない。

委員：この方針については、全ての独法に適用されるのか？

機構：現時点では、JICA のみに適用する方向になると聞いている。

委員：契約条件の公平性の観点から考えると、一部の企業（OB がいる企業）のみに条件を課するのは競争性を阻害する恐れがあり好ましくない。

委員：厳しい条件を義務付けるのであれば、全ての企業に同じ条件を課すべきであるし、更には言えば、JICA のみではなく全ての政府機関で同じ対応とすべき。

機構：事業仕分けで「緊密な関係がある法人と契約する際には情報公開をすること」と結論が出されており、OB がいる企業を対象として制度は設計することになると思う。いずれにしても、頂いた意見を踏まえて、再度、行政刷新会議に報告し方針を検討していきたい。

以 上